の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、目視により検査する。	二十四　削除		
二十四　削除			
二十五　削除	二十五　削除		
二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。		
二十七・二十八　［略］	二十七・二十八　［略］		
二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置	二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。		
三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装塡するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置	三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装塡するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。	三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装てんするためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置	三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装てんするためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。
三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置	三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	三十一　第四条の二第一項第三十一号の移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	三十一　移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十四　第四条の二第一項第二十四号の移動式製造設備用工室に面した普通木造建築物の維持管理状況を、目視により検査する。	二十四　移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、目視により検査する。		
二十五　第四条の二第一項第二十五号の移動式製造設備用工室の天井及び内壁	二十五　移動式製造設備用工室の天井及び内壁の維持管理状況を、目視により検査する。		
二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐ措置	二十六　移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置の維持管理状況を、目視及び内壁の間隙の維持管理状況について、目視及び記録により検査する。		
二十七・二十八　［略］	二十七・二十八　［略］		
二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙	二十九　移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。		
三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装塡するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置	三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装塡するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。		
三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置	三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。		